

令和8年 第1回 幌加内町議会臨時会 会議録

(午後3時26分 開会)

○開会の宣言

一 議長

時間、少々早いですが、これから始めていきたいと思います。

ただいまの出席議員数は9名であります。

定足数に達しておりますので、令和8年第1回幌加内町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議日程は、お手元に配布の通りであります。

○日程第1 会議録署名議員の指名

一 議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によりまして、3番、小関議員、4番、中村議員を指名いたします。

○日程第2 会期の決定

一 議長

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。お諮りをいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか？

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間に決定をいたしました。

○日程第3 諸般の報告

一 議長

日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、印刷してお手元に配布している通りであります。

○日程第4 報告第1号

一 議長

日程第4、報告第1号、専決処分の報告について、損害賠償の額を定め和解することについての件を議題といたします。

本件に関しまして、説明員の説明を求めます。

総務課長。

一 総務課長

報告案を朗読し、ご説明いたします。

報告第1号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙の通り専決処分したので報告する。

次のページをお開きください。

専決処分書。

損害賠償の額を定め和解することについて。

地方自治法第180条第1項の規定により、次の通り専決処分する。

令和7年12月24日付の専決処分でございます。

記。

損害賠償の額を定め和解することについて。

1、和解の相手方。北村美寧子、幌加内町。

2、和解条項。

(1) 町は相手方に対し、本件事故に対する相手方の財産の損害賠償として、4万3065円の支払い義務があることを認め、これを支払う。

(2) 当事者双方は、本件に関し、本和解条項に定めるものほか、何ら債権債務のないことを相互に確認する。

(3) 相手方は、その余の請求を放棄する。

3、和解の事由。

令和7年8月22日正午ごろ、町会計年度任用職員が、町有自動車、ドーザーにより、町道平和西1線道路脇の草刈り作業中に、草刈り装置内に入っていた砂利を起因とする飛び石があり、相手方車両右側窓ガラスに損害を与えたものである。

本件については、町の責任が重大として、相手方車両の損害額4万3065円のうち全額を賠償することで和解が成立した。

本件につきましては、12月24日付で全国町村総合賠償補償保険の損害賠償が確定し、和解の相手方と示談が成立したため、専決処分したものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

一 議長

これをもって報告を終わります。

これから質疑を行います。

報告第1号につきまして、質疑ありませんか？

(なし)

質疑なしと認めます。

本件につきましては、報告案件でありますので、以上で報告を終わります。

○日程第5 議案第1号

一 議長

日程第5、議案第1号、幌加内町公共交通運送事業条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

地域振興室長。

一 地域振興室長

議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第1号、幌加内町公共交通運送事業条例の一部を改正する条例について。

表記の条例を次の通り定める。

記。

幌加内町公共交通運送事業条例の一部を次のように改正する。

本条例の提案理由についてご説明いたします。

本条例は、幌加内・旭川間を運行する、ほろみん号の運賃にかかる回数券の改定を行うものです。

現在、ほろみん号の運賃は、令和2年の条例改正により、一般1100円、65歳以上880円として運行しております。

しかし、回数券については、旧運賃に基づいた1000円券および800円券の発行を継続していくため、利用者の皆様には、利用の都度、差額100円または80円を現金でお支払いいただいだところでございます。

利用者の方々から、運賃と同額の回数券を発行してほしいという強いご要望をいただいた中、このたび旧回数券の在庫がなくなるタイミングに合わせ、利便性の向上と利用促進を図るため、現行運賃に対応した回数券へと改めるものであります。

なお、新様式の回数券につきましては、在庫の払底に伴い、令和7年12月12日より発行して販売を開始しております。

また、改正前に発行された旧回数券についても、引き続きこれまで通りご使用いただけるよう、附則において経過措置を定めております。

それでは、新旧対照表により、改正後の内容、改正案をご説明いたします。

右欄が改正前、左欄が改正後の内容となっております。

第9条の規定中、回数券の区分について、一般用を1000円券、11枚綴り、金額1万円から、現行運賃に合わせた1100円券、11枚綴り、金額1万1000円に。

65歳以上用を800円券、11枚綴り、金額8000円から、同じく現行運賃に合わせ、880円券、11枚綴り、金額8800円に改めるものです。

附則、第1条により、この条例は公布の日から施行し、令和7年12月12日から適用いたします。

また、附則第2条の経過措置により、旧規定に基づき発行された回数券については、なお従前の例により使用可能としております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

一 議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか？

(なし)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか？

(なし)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号、幌加内町公共交通運送事業条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか？

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案の通り可決されました。

○日程第6 議案第2号、日程第7 議案第3号、日程第8 議案第4号

一 議長

日程第6、議案第2号、幌加内町農産加工総合研究センター設置条例を廃止する条例についての件から、日程第8、議案第4号、町有財産の無償貸付についての件までの3件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

産業課長。

一 産業課長

議案第2号、幌加内町農産加工総合研究センター設置条例を廃止する条例について。

議案第3号、町有財産の無償譲渡について。

議案第4号、町有財産の無償貸付についての3件について、関連がございますので一括で提案理由をご説明いたします。

幌加内町農産加工総合研究センターにつきましては、町内農林水産物資源等の加工研究施設として平成元年に稼働を開始し、町内資源の有効活用と素材の付加価値向上、地域産業の育成と振興を図り、地域経済の進展を目的に設置された施設であります。

近年は、そばの製粉、製麵を中心に行い、幌加内そばブランドの牽引役として研究生産を担っておりましたが、設置以来36年が経過し、施設の老朽化に加え、需要に見合った生産力の不足が顕著がありました。

令和元年から施設の増改築、または新築など、幌加内振興公社において検討を始め、令和2年に新型コロナウイルス感染症の拡大により一旦検討を中止し、令和4年から建設計画検討委員会を発足し、検討を再開しておりますが、公社の売上げも回復し、令和6年2月には長野県株式会社おびなた、公社、町の3者による包括連携協定が締結され、そば加工施設整備についての助言をいただきながら、農林水産省、北海道、その他関係機関と新工場の建設に向けて協議検討を重ねてきたところであります。

令和7年10月30日開催の公社臨時株主総会において、最終的な整備計画案が了承され、令和8年度から2か年計画で農林水産省や北海道の補助金等を活用した整備事業を行うこととされたところです。

民間企業として自立した会社経営を目指していく必要があるとの判断から、幌加内振興公社を事業実施主体とし、自社で金融機関から借入れを行い、町補助金のみに頼ることなく事業を実施することとされ、また今回、補助金申請の条件でもあることから、町所有の研究センター施設を幌加内振興公社所有とするため、無償譲渡することとし、施設譲渡に伴い、研究センター設置条例および管理運営規則については令和8年3月31日をもって廃止し、併せて

既存施設および新設工場建設予定地の町有地については、令和8年4月から30年間の無償貸付を行う内容のご提案となります。

また、本議案の議決をいただいたのち、令和5年12月12日開催の第4回町議会定例会で議決をいただきました、幌加内町農産加工総合研究センターの指定管理者の指定についてにかかる公の施設の指定管理業務の協定については、指定管理業務の解除にかかる覚書を直ちに締結し、解除告示をもって令和8年3月31日で解除を行う予定であります。

それでは各議案を朗読し、ご説明いたします。

議案第2号をお聞き願います。

議案第2号、幌加内町農産加工総合研究センター設置条例を廃止する条例について。

表記の条例を次の通り定める。

記。

幌加内町農産加工総合研究センター設置条例を廃止する条例。

幌加内町農産加工総合研究センター設置条例は廃止する。

附則。

施行期日。第1項、この条例は令和8年3月31日から施行する。

幌加内町農産加工総合研究センター管理運営規則の廃止、第2項、幌加内町農産加工総合研究センター管理運営規則は廃止する。

続きまして、議案第3号をご説明いたします。

議案第3号、町有財産の無償譲渡について。

地方自治法第96条第1項第6号の規定により、次の通り財産を無償で譲渡することについて議決を求める。

記。

1、無償譲渡する財産の表示。

(1) 所在：雨竜郡幌加内町字平和10704番地1。

(2) 種別：建物。

(3) 名称：幌加内町農産加工総合研究センター一式。

(4) 構造等：鉄骨造平家1棟、559平方メートル。こちらは製粉棟になります。建築年、平成元年。

(5) 構造等：鉄骨造平家1棟、125.87平方メートル。こちらは冷凍冷蔵庫の上屋になります。建築年、平成元年。

(6) 構造等：鉄骨造平家1棟、595.27平方メートル。こちらは製麺棟になります。建築年、平成2年。

(7) 構造等：木造平家1棟、46.44平方メートル。こちらは車庫になります。建築年、平成3年。

2、無償譲渡の相手方。雨竜郡幌加内町字平和、株式会社幌加内振興公社、代表取締役 小関義昭。

3、無償譲渡の条件。農産物処理加工施設として適切な維持管理を行うこと。

4、無償譲渡をする日。令和8年4月1日。

各施設の位置につきましては、議案資料1ページに添付しておりますので、後ほどご確認をいただきたいと存じます。

なお、整備当初に導入いたしました町有の設備備品につきましては、耐用年数経過により廃棄処分する、令和7年度末で廃棄処分をする予定であります。

続きまして、議案第4号をご説明いたします。

議案第4号、町有財産の無償貸付について。

地方自治法第96条第1項第6号の規定により、次の通り財産を無償で貸し付けることについて議会の議決を求める。

記。

1、貸付をする財産の表示。

(1) 雨竜郡幌加内町字平和4608番2の一部ほか22筆。土地（宅地ほか）3392平方メートル。

こちらにつきましては、既存の農産加工総合研究センターの部分になります。

(2) 雨竜郡幌加内町字平和4944番23の一部ほか7筆。土地（宅地ほか）2934.65平方メートル。こちらは新設工場の予定地の敷地となります。

2、貸付の相手方。雨竜郡幌加内町字平和、株式会社幌加内振興公社、代表取締役 小関義昭。

3、貸付の目的。農産物処理加工施設用地。

4、貸付の期間。令和8年4月1日から令和39年3月31日まで。

貸付地の所在、地目、地積の内訳、求積調書および求積図につきましては、議案資料2ページから5ページに添付しておりますので、後ほどご確認をいただきたいと存じます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

一 議長

これで提案理由の説明を終わります。

これから順次質疑を行います。

初めに、議案第2号について質疑ありませんか？

（なし）

次に、議案第3号について質疑ありませんか？

（1番）

1番、中南議員。

一 中南議員

固定資産がどのぐらいになるのか、計算はしていますか？

一 議長

産業課長。

一 産業課長

はい。既存の施設につきましては、町有の施設として管理しているものでございまして、固定資産税は非課税ということでございます。ですので、現在固定資産額というものは算定されておりませんので、正確な数字につきましては、今後、税務係の方で固定資産評価を行いまして、算定をするという状況になってございます。以上です。

一 議長

1番、中南議員。

一 中南議員

その旨、相手方の公社も納得の上ということで、解釈してよろしいでしょうか？

一 議長

産業課長。

一 産業課長

はい、相手方の幌加内振興公社につきましては、その旨ご説明をしております。今後、譲渡するということが議決いただきました後につきましては、譲渡契約書を締結いたしまして、幌加内振興公社の方で保存登記、建物の方ですね、保存登記いたしますので、その際には固定資産評価額を用いて登録免許税等を算出いたしますので、その点につきましては相手方も承知の上で進めております。以上です。

一 議長

よろしいですか？

一 中南議員

はい。

一 議長

他に質疑ありませんか？

(なし)

ないようですので、これで質疑を終わります。

次に、議案第3号について質疑ありませんか？

(なし)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第4号について質疑ありませんか？

(なし)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから順次討論を行います。

初めに、議案第2号について討論ありませんか？

(なし)

討論なしと認めます。

次に、議案第3号について討論ありませんか？

(なし)

討論なしと認めます。

次に、議案第4号について討論ありませんか？

(なし)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから順次採決を行います。

初めに、議案第2号、幌加内町農産加工総合研究センター設置条例を廃止する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか？

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案の通り可決されました。

次に、議案第3号、町有財産の無償譲渡についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか？

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案の通り可決されました。

次に、議案第4号、町有財産の無償貸付についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか？

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案の通り可決されました。

○日程第9 議案第5号

一 議長

日程第9 議案第5号 令和7年度幌加内町一般会計補正予算第5号の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

一 副町長

議案を朗読しご説明いたします。

議案第5号 令和7年度幌加内町一般会計補正予算第5号。

令和7年度幌加内町一般会計補正予算第5号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6328万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億7466万8000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

今回の提案理由について申し上げます。

昨年12月16日に成立した国の補正予算における物価高騰対策及び、この2月8日執行予定の第51回衆議院議員総選挙に関わる関連経費のほか、早急な執行が必要な経費について追加するものであります。

それでは事項別明細書、歳出より説明いたしますので、9ページ、10ページをお開きください。

2款1項1目 一般管理費、9万円の追加です。

18節 自衛隊協力会助成金につきましては、今年度卒業予定の町内の高校生4名が自衛隊に入隊予定となっており、自衛隊協力会が行う新入隊員激励会及び記念品に関する経費が不足するため追加するものであります。

2目 企画費、200万円の追加です。

18節 夢人里づくり事業補助金につきましては、幌加内高校生のオーストラリア・シドニーに派遣視察する旅費及び滞在費に対するものとなっております。

今回、幌加内高校におきましては、国際的な視野を持ち活躍できる人材育成へのきっかけづくりや、幌加内高校の魅力化の向上を図ることを目的に、生徒を2月8日から6日間派遣し、そば店等の視察や就業体験をするものです。

生徒2名のほか、随行としてそば打ち関係者1名、高校魅力化コーディネーター1名とし、この補助金ではコーディネーター以外の3名の分の経費を計上しておりますが、既存予算の残と合わせ不足分を追加するものであります。

また、この事業に対しましては、事業目的に賛同いただいた企業より受けた企業版ふるさと納税300万円の寄付金を財源とするものであります。

また今回、この事業としましては、継続的にできるかどうかも含め、課題や現地の状況を視察体験するものであります。

4項3目 衆議院議員選挙費、586万5000円の追加です。

1節 報酬、90万3000円につきましては、選管委員長1名、代理1名、委員2名及び補充員4名に関わるものであります。

以下、4投票所、期日前投票所2か所、添牛内・母子里の巡回投票に関する経費及び会計年度1名に関わるものであります。

3節 職員手当、191万7000円につきましては、選管職員の時間外、管理職員特別手当、事務従事者34名分を見込んだものであります。

8節 旅費、3万5000円につきましては、期日前投票、開票及び選挙管理委員会開催に関するものであります。

10節 需用費、53万円につきましては、懸垂幕2か所、期日前を含む食糧費、氏名掲示に関する印刷費、投開票及び期日前にかかる投票所経費となってございます。

11節 役務費、31万円につきましては、入場券、選挙公報の郵送料が主なものとなっております。

12節 委託料、202万8000円につきましては、ポスター掲示、国民審査読取機の点検に関するものであります。

13節 使用料及び賃借料につきましては、次のページをお願いいたします。

連絡用携帯電話2台、印刷機に関する経費となっております。

18節 負担金補助及び交付金、3万2000円につきましては、投票立会人16名、期日前投票立会人8名分の予算となっております。

7項1目 物価高騰重点支援対策費、4607万6000円の追加です。

この目につきましては、国の物価高騰対策に関する経費を計上しております。

国からはエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する対応として、重点支援交付金として総額4473万1000円。このうち食料品特別加算分として478万3000円の交付となっております。

10節 小中学校給食賄材料費、141万2000円につきましては、10款 学校給食費において9月に補正計上した増額分を振り返るものであります。

12節 高齢者生活福祉センター運営業務委託料、328万9000円につきましては、3款 老人福祉費において、こちらも12月に補正計上いたしました社協への通所介護委託料分の人件費増額分を、この交付金の対象とし振り返るものであります。

18節 畜産経営緊急対策補助金、300万円につきましては、JAきたそらちからの要請もありましたが、飼料高騰等で影響の大きい畜産経営支援として、素牛、生乳、初生牛の販売手数料の一部を補助するものであります。5軒分となってございます。

次の水道利用組合補助金、6万1000円につきましては、添牛内、母子里地区の水道利用組合への各家庭事業所の2月と3月分の水道料を減免するため補助するものであります。

次の物価高騰支援給付金、3612万円につきましては、食料品も含め物価高騰支援対策として、住民1人当たり3万円を現金給付するものであります。1204人分を計上しております。

27節 簡易水道事業会計繰出金、219万4000円につきましては、家庭用事業所用の2月と3月分の水道基本料とメーター器賃付料を減免するため繰出し補填するものであります。

2目 保健福祉対策費、365万2000円の追加です。

この目につきましても物価高騰の影響を強く受けている子育て世帯に対し支援するものであります。

18歳までの子供1人当たり2万円を給付するものであります。

またこの財源につきましては、全額国からの補助金を予定しているところであります。

10節 消耗品費、2000円につきましては事務用のコピー用紙代金であります。

11節につきましては、案内通知書の郵便料と支払振込手数料となってございます。

18節 物価高騰対応子育て応援手当、360万円につきましては、182人分を計上しているところであります。

続きまして3款1項2目 老人福祉費、328万9000円の減額です。

12節につきましては、先ほどの2款7項1目への振替により減額するものであります。

次のページをお願いいたします。

6款1項3目 農業振興費、615万2000円の追加です。

18節 担い手確保経営強化支援事業補助金につきましては、国の補助事業で農業地域計画の早期実現を後押しするため、担い手の農地引受けの向上等に必要な農業用機械の導入を支援するもので、1戸の農業者が12月23日付けで内示を受けており、北海道経由のトンネル補助となってございます。

8款2項1目 道路橋梁維持費、266万円の追加です。

10節 消耗品費につきましては、母子里地区基礎集落圏の除雪車の冬用タイヤが購入後14年を経過し、摩耗が激しく作業に支障をきたすため更新するものであります。

4項2目 住宅建築費、49万5000円の追加です。

12節 外壁アスベスト含有調査業務委託料につきましては、建設予定のソバ加工施設用地内にある、8年度で解体予定の緑ヶ丘団地の町営住宅、1棟2戸に関わるものであります。

10款4項4目 魅力化支援事業、100万円の追加です。

8節 費用弁償につきましては、幌高生のシドニー派遣に随行する高校魅力化コーディネーター1名分の旅費となってございます。

5項、次のページをお願いいたします。

1目 学校給食費、141万2000円の減額です。

10節 給食材料費につきましては、2款7項1目へ振り替えたため減額するものであります。

また、人件費につきましては17ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

次に歳入について説明いたします。

5ページ、6ページをお開きください。

9款1項1目 地方交付税、195万5000円の追加です。

收支の調整をここで行っております。

13款2項1目 民生費国庫補助金、365万2000円。

次の5目 総務費国庫補助金、4473万1000円。

次の14款2項3目 農林水産業費等補助金、615万2000円の追加。

次の3項1目 総務費委託金、349万9000円の追加。

これらにつきましては歳出で説明しておりますので省略をさせていただきたいと思います。

次のページをお願いいたします。

16款1項2目 使途指定寄附金、330万円の追加です。

企業版ふるさと納税寄付金でありますけども、昨年12月に東京都、株式会社ユニバ・ペイキヤストより300万円。

札幌市、株式会社セコマより30万円の寄付をいただいております。

歳入終わりまして、次に3ページ、4ページをお願いいたします。

事項別明細書総括であります。

歳入歳出とともに6328万9000円を追加し、総額47億7466万8000円とするものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

事項別明細書歳出9ページから質疑をお受けいたします。

9ページ、10ページについて質疑ありませんか。

(質疑なし)

次に11ページ、12ページについて質疑ありませんか。

(質疑なし)

次に13ページ、14ページについて質疑ありませんか。

(質疑なし)

次に15ページ、16ページについて質疑ありませんか。

(質疑なし)

次に事項別明細書歳入5ページから質疑をお受けいたします。

5ページ、6ページについて質疑ありませんか。

(質疑なし)

次に7ページ、8ページについて質疑ありませんか。

(質疑なし)

ないようですので、歳入歳出全般について質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号 令和7年度幌加内町一般会計補正予算第5号の件を採決いたします。
この採決は起立によって行います。
本案は原案の通り決定することに賛成の方は起立を願います。
(起立多数)

起立多数。従って議案第5号は原案の通り可決されました。

○日程第10号 議案第6号

一 議長

日程第10 議案第6号 令和7年度幌加内町簡易水道事業会計補正予算第3号の件を議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。

建設課長。

一 建設課長

それでは議案を朗読しご説明申し上げます。
議案第6号 令和7年度幌加内町簡易水道事業会計補正予算第3号。

総則

第1条 令和7年度幌加内町簡易水道事業会計補正予算は、次に定めるところによる。
収益的収入及び支出
第2条 令和7年度幌加内町簡易水道事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次の通り補正する。

収入

科目

第1款 簡易水道事業収益

既決額 1億322万円

補正予定額 0円

計 1億322万円

第2項 科目 営業収益

既決額 3274万4000円

補正予定額 マイナス219万4000円

計 3055万円

第2項 科目 営業外収益

既決額 7047万6000円

補正予定額 219万4000円

計 7267万円

他会計からの補助金

第3条 予算第9条に定めた他会計からこの会計へ補助を受ける金額を、次の通り改める。

科目 他会計補助金

既決額 3876万円

補正予定額 219万4000円

計 4095万4000円

それでは収益的収入、収入の科目的組替えになりますので、予算明細書6ページをお開きいただきたいと思います。

収益的収入

1款1項1目 簡易水道使用料で179万9000円の減。

簡易水道使用料で同額。

3目 その他営業収益、39万5000円の減。

メーター器貸付料で同額。

いずれも物価高騰重点支援地方交付金事業に基づく、水道料金等軽減事業に伴う減額で、令和8年2月、3月分の水道基本料金及びメーター貸付料を減免するものであります。

対象個数につきましては648戸となっております。

2項2目 他会計補助金、219万4000円の増。

一般会計補助金で同額。

これも物価高騰重点支援地方交付金事業に基づく、水道基本料金及びメーター貸付料の減免分として、219万4000円を増額するものであります。

2ページをお開きください。

補正予算第3号、実施計画であります。

収益的収入、0円補正としまして、収入1款、簡易水道事業収益を1億322万円とするものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

本件につきましては補正項目が少ないので、収益的収入全般について質疑をお受けいたします。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号 令和7年度幌加内町簡易水道事業会計補正予算第3号の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案の通り決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

起立多数。従って議案第6号は原案の通り可決されました。

お諮りをいたします。

本臨時会の会議に付されました事件は全て終了いたしました。

会議規則第7条の規定によりまして、本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

○閉会の宣言

異議なしと認めます。

従って本臨時会は本日で閉会することに決定をいたしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和8年第1回幌加内町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労様でした。

(午後4時16分 閉会)